

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

- 北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】 3

### ◇ 公 告

- 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】 4
- 物件の調達に係る一般競争入札の公告【産業経済局新成長戦略推進部  
中小企業振興課】 5

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市旅費条例の一部改正に伴い、職員が自家用車を使用して公務で出張した場合の旅費の額について定める等、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第9号

北九州市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市旅費条例施行規則（昭和38年北九州市規則第121号）の一部を次のように改正する。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（自家用車による旅行）

第2条の2 条例第11条の2第2項に規定する路程の計算は、前条の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより行うものとする。

2 条例第11条の2第2項に規定する規則で定める1キロメートル当たりの定額は、20円とする。

別表第1中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公告第162号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和46年規則第71号）第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止年月日及び廃止番号

平成30年3月16日 第6号

2 申請者の住所及び氏名

北九州市小倉北区熊谷一丁目33番35-105号

大波広彦

3 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉北区篠崎二丁目1 238番6、1238番18及 び1238番19	4.0	41.70

北九州市公告第169号

一般競争入札により、物件を調達するので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 フルカラーデジタル複合機 一式
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- (4) 入札方法 複写1枚当たりの使用料により行う。当該金額に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第3位以下の金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市戸畑区中原新町2番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部中小企業振興課

イ 期間 公告の日から平成30年3月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札及び開札の場所及び日時

- ア 場所 北九州市戸畑区中原新町2番1号  
北九州テクノセンタービル2階206号室
- イ 日時 平成30年3月22日午前10時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 入札金額に予定数量を乗じた金額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じた金額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局新成長戦略推進部中小企業振興課  
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号  
電話 093-873-1433